

Press Release

神奈川労働局発表 平成30年 2月28日

神奈川労働局総務部

担

総務課長 西山和彦

総務企画官 古屋 強

電話045-211-7350

~誰もが安心・安全に働くことができる社会のために~

平成 30 年度労働基準監督官採用試験、国家公務員採用一般職試験

(大卒程度試験)の受験申込みが始まります 【総務課】

神奈川労働局では、働く人の安心・安全な職場環境を実現するため積極的な行政運 営を展開しています。これらの業務を担うのが、労働基準監督官(主に労働基準監督 署で監督業務に従事)と国家公務員一般職の厚生労働事務官(主に公共職業安定所の 業務全般に従事又は主に労働基準監督署で労災補償業務に従事)です。この採用試験 の受験申込みが、平成30年3月30日以降開始されます。

県内の大学、各種学校に受験案内を送付し、神奈川労働局に受験希望者を対象と相 談窓口を設置しました。

平成30年度 労働基準監督官採用試験の概要

受 付 期 間: 3月30日(金) 9:00~4月11日(水)〔受信有効〕

(申込みはインターネットにより行ってください。)

申込専用アドレス: http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

第 1 次 試 験: **6月10日(日)** 9:05 受付開始

第 1 次試験合格発表: 7月3日(火) 9:00

第 2 次 試 験: 7月11日(水)~7月13日(金)

最終合格者発表: 8月21日(火) 9:00

採 用 予 定 数: 労働基準監督A(法文系) 約210名

労働基準監督B(理工系) 約 70名

受 検 資 格: 昭和63年4月2日~平成9年4月1日生まれの者 等

2 平成30年度 国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)の概要

受 付 期 間: 4月6日(金) 9:00~4月18日(水) [受信有効]

(申込みはインターネットにより行ってください。)

申込専用アドレス: http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

第 1 次 試 験: 6月17日(日) 8:30 受付開始

第1次試験合格発表: 7月11日(火) 9:00

第 2 次 試 験: 7月18日(水)~8月3日(金)

最終合格者発表: 8月21日(火) 9:00

受 検 資 格: 昭和63年4月2日~平成9年4月1日生まれの者 等

3 相談窓口の設置

神奈川労働局総務部総務課 人事第1、2係 電話 045-211-7350

労働基準監督官は・・・

5,200万人の労働者の職業生活や生命と健康を守り、人間尊重の基本理念に立脚した 法定の労働条件を確保することを任務とし、厚生労働本省又は全国各地の労働局、労働 基準監督署に勤務して、労働基準法、労働安全衛生法などに基づいて、工場、事業場な どに立ち入り、事業主に法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、労 働者の健康や安全の確保を図り、不幸にして労働災害に遭われた方に対する労災補償の 業務を行います。

また、労働基準法などの法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する特別司法警察職員の職務を行います。

特に、最近は、賃金不払残業の防止や過重労働による健康障害防止対策等を推進するといった面での活躍が期待されています。

平成 30 年度

労働基準監督官

Labour Standards Inspecto

採用試験2018



私たちが日本の働き方の未来を想い、守り、創る。私たちが願うのは、働く人たちの安心と安全。それが「労働基準監督官」という仕事です。厚生労働省の行政官であり、司法警察員。

想う、守る、創る。 働き方の未来。



主任中央労働基準監察監督官からのメッセージ

厚生労働省が働き方改革を進める中で、 長時間労働の是正はもとより労働条件の確 保と改善が重要な課題となっています。

労働基準監督官は、この労働条件の最低 基準を定める労働基準法等の関係法令の遵 守の徹底を図るため、日々労使の声に耳を 傾けながら、臨検監督等の活動を展開して おり、この目指すべきゴールは、誰もが健 康を害することなく、安心・安全に働くこと ができる職場環境を整備することです。 今、賃金、労働時間を始めとした労働条件に対する社会的注目とともに、労働基準監督官の職務への期待は高まっています。我が国の働き方に少しでも興味と関心があり、新たな職業人生をスタートしようと考えるのであるならば、広い視野と責任感を養いつつ活躍できる労働基準監督官は、必ずや皆さんの好奇心とやる気に応える職業であると思います。





昭和59年任官 労働基準局監督課 主任中央労働基準監察監督官

岩瀬 信也 SHINYA IWASE

昭和59年 任官

平成26年 厚生労働省労働基準局監督課調査官 平成27年 同 総務課過労死等防止対策企画官

東京労働局労働基準部長

平成29年 現職

労働基準監督官とは

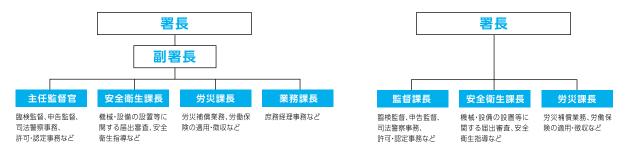
全国では、約410万の職場で約5,300万人が働いています。働く人にとって、安心・安全な職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、また、その向上が図られることが重要です。

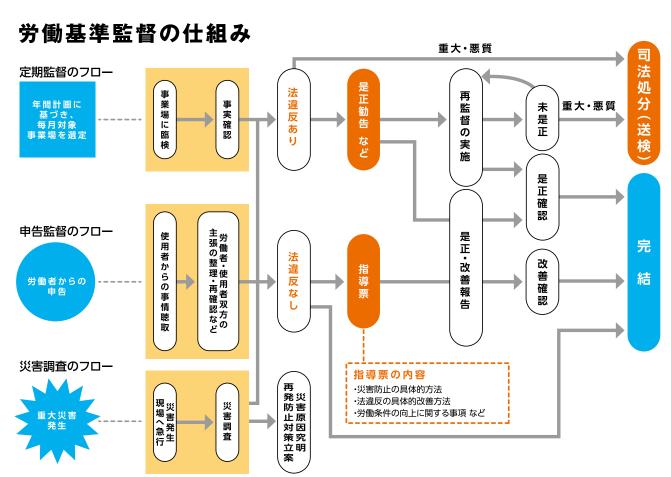
労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいて、あらゆる職場に立ち入り、法に定める基準を事業 主に守らせることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして 労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する「労働基準監督官採用試験」の合格者から 採用されます。

労働基準監督官に任官された者は、ILO条約などで規定されている労働監督制度の趣旨に従い、労働基準法により労働基準監督官分限審議会の同意がない限り罷免されません。

標準的な労働基準監督署の体制の例





労働基準行政の組織



厚生労働省労働基準局

都道府県労働局(47箇所)

労働基準監督署(321箇所)



厚生労働省と労働基準行政

労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に 労働基準局が、各都道府県には都道府県労働局 が、さらに第一線機関として321の労働基準監 督署が置かれています。これらはすべて国の機 関です。

なお、労働関係の職員の研修施設として独立 行政法人労働政策研究・研修機構に労働大学校 が設置されており、また、安全衛生に関する研究 機関として独立行政法人労働者健康安全機構労 働安全衛生総合研究所があります。

厚生労働省労働基準局 総務課 労働条件 政策課 労働関係 法課 資金課 労災管理課 労働保険 徴収課 補償課 労災保険 業務課 安全 衛生部

厚生労働省労働基準局は、人々が安心して働ける職場を作り、豊かな生活を実現するため、労働関係法令の制定・改廃、各種施策の企画・立案、都道府県労働局や労働基準監督署に対する指揮・監督などを行っています。

都道府県労働局



都道府県労働局は、労働基準行政の運営について、各都道府県の実情を踏まえた行政運営を図るとともに、管内に置かれている各労働基準監督署を指揮・監督する役割を果たしています。都道府県労働局の内部組織は、総務部、雇用環境・均等部(室)、労働基準部、職業安定部に分かれており、労働基準部には、各局の行政需要の大きさに応じて異なりますが、一般的に、監督課、健康安全課、労災補償課および賃金室の3課1室があります。

労働基進監督署



労働基準監督署は、行政需要や地理的事情などを考慮して全国各地に置かれています。労働基準行政においては、国民を対象とした行政活動の多くを、第一線機関である労働基準監督署において展開しています。

(都道府県労働局および労働基準監督署の組織図は一例であり局・署によって異なります。)

平成30年度から採用の仕組みが変わります

労働基準監督官採用試験の最終合格後、最終合格者が勤務を希望する労働局で採用面接を行い、採用後は原則として採用された労働局で勤務します。



監督指導業務について



平成6年任官 大阪労働局 大阪中央労働基準監督署 第一方面主任監督官

柴田 創 HAJIME SHIBATA

声なき声を聞き、 隠された真実を見抜く。 労働基準監督官。

誰もが正しいことを説明してくれるとは限りません。実際、監督に 入った会社で虚偽の書類を提示されたこともあります。その場合、 事前に仕入れた情報、場合によっては内通者の協力を得て、いかに 相手から正しい情報を引き出すのかが大事となります。

様々な手法を用いて事実を見極め、法違反を認めたときには指 摘を行い、そしてこれを是正させることが、労働基準監督官の腕の 見せ所であり、監督指導業務の醍醐味だと思います。



○事案検討会





現在の仕事内容は?

大阪中央署は、全国で2番目の規模の労働基準監督署です。私は 署に寄せられる相談を含め、様々な情報から管内の問題点を分析 し、署内の労働基準監督官の監督実施計画を作成し、その内容を 確認し、管内の遵法状況の動向を分析するなどのマネージメント 業務を行っています。もちろん自らもプレイヤーとして、窓口・電話 での相談業務、事業場に臨検し労働条件・安全管理などを調査し、 法違反を指摘し行政指導を行う臨検監督なども行っています。

労働基準監督官として 心がけていることは?

労働基準監督官の業務は、法律の説明や指導を一方的に行うだ けのものではなく、それ以上に事業場の担当者や相談に来られる 労働者の方たちの話をよく聞くことが求められます。どのような立 場の方が、どのようなお話をされたとしても、公正中立な立場で法 律に基づいた判断を行うことが必要となります。

ですからあまり感情移入をしすぎて、論理より感情が先走ってし まうことがないよう常に冷静な状態で、適切な判断ができるように 心がけています。





◎労務管理講習会での講演





○係内で事案の検討





労働基準監督官になって 良かったことは?

労働基準監督官は労働者が働くすべての事業場を対象として業務を 行う仕事ですので、他の仕事と比較しても、さまざまな業種、立場の方と 会ってお話する機会があると思います。何年、何十年と仕事を続けてい ても、新たな業種、今まで会ったことがないような方と、仕事をすること ができる機会に恵まれています。

ですから好奇心旺盛でいろいろな体験をしたい方、マニュアル通りで なく、常に応用を利かせた仕事をしたいと考えている方にとっては、毎日 が変化に富み、バラエティ豊かな充実した日々を送れると思います。

安全衛生関係業務について



平成12年任官 神奈川労働局 平塚労働基準監督署 安全衛生課長

青山 浩二 KOJI AOYAMA

労働災害をなくすために、 労働安全衛生の エキスパートとして やるべきことがある。

労働基準監督官になるまでは、日本の技術力は世界的に非常に優れており、当然労働安全衛生のレベルも高いものと漠然と思っていました。しかし、現実には、毎年1,000人もの労働者が仕事中に亡くなっており、また、いまだに指や腕の切断といった重い障害が残る労働災害が多く発生しているという悲しい実態があります。それゆえ、労働安全衛生のエキスパートとして、労働基準監督官がやるべきことはまだまだたくさんあります。



◎事業主から提出された計画届を審査

現在の仕事内容は?

事業場に赴いて労働災害防止のための個別指導を行うこと、講習会等で事業主に安全衛生法令等を周知すること、労働災害の原因究明のための災害調査を行い、その後の再発防止対策の検討や事業場への指導を行うことなどです。

労働基準監督官として 心がけていることは?

相談者に懇切丁寧に対応することです。相談者に説明する際は、 分かりやすいように、専門用語の使用は極力避け、労働基準監督署 が身近で頼りになると感じてもらえるように心がけています。ま た、個別指導等の際に法違反等が認められた場合にも、事業主に は丁寧に改善策を教示しています。



労働基準監督官になって 良かったことは?

労働基準監督官は、基本的に個別指導や、災害調査、講習会等外に出ることが仕事ですので、現場で最先端の産業技術や情報を直接見聞きすることができ、また、権威のある専門家や技術者、企業の幹部等とも直接話をする機会があり、様々な分野での知見が増えることです。



◎集団指導の様子

印象に残る仕事は?

土木工事現場での16歳の少年の死亡災害です。トラックの荷台に丸太を積み込む作業を行う際に、荷台上にいた少年が誤って荷台から墜落し、続いて重さ200kgの丸太が少年の頭部を直撃したのです。災害調査の結果、法違反が認められたので捜査に着手しましたが、母親から供述調書を取った際に、「事故の前日には家族皆で笑顔で鍋を囲んでいたのに、その息子がもう今日はいない。」とずっと泣いていたのを記憶しています。このときに、あらためて死亡災害撲滅の必要性を強く感じました。

司法警察事務について



平成15年任官 山梨労働局 甲府労働基準監督署 第三方面主任監督官

中村 修二 SHUJI NAKAMURA

労働基準監督官は 労働基準関係法令の 犯罪捜査の プロフェッショナル

~同種犯罪は繰り返させない~



◎捜索場所への臨場

現在の仕事内容は?

労働基準監督官は、特別司法警察員として労働基準関係法令に 違反する重大・悪質な事件について捜査し、検察官に送致・送付す る業務も行います。

捜査に当たっては、押収した証拠品の分析を行った上、被疑者である企業の経営者の取調べを行い、時には、捜索差押許可状や逮捕状などの令状の発布を得て、 捜索差押、通常逮捕を行い、第一次捜査機関としての捜査を尽くしています。

印象に残る仕事は?

私が捜査した事件の被疑者の中に、あらゆる書類の改ざん・毀棄を図り、労働災害発生現場の偽装工作も行った上、重要な参考人に対して、現金を手渡し、口止め工作を行った、「労災かくし」事件の被疑者がいました。

任意の取調べでは、被疑者は、被疑事実を否認し、共犯者の間でも口裏合わせをして、欺こうとしました。私たち労働基準監督官は、犯罪捜査のプロフェッショナルですから、被疑者の嘘の主張にだまされてはなりません。労働基準関係法令違反の犯罪行為が、どのようなところから生まれ、どのように発展・拡大するのかを見極め、事務所の捜索によって押収した、数少ない証拠品の解析を徹底的に行った上、関係する被疑者4名を一斉に逮捕し、勾留期間中に全員からの自白を獲得し、主犯者らは有罪となりました。

判決後、被疑者等は労働基準監督署に出頭し、署長含めた労働 基準監督官に謝罪の意を示しました。「申し訳ありませんでした。これからは、法令を守って、経営を行うことを誓います。」と。







○供述調書の作成

○後輩への業務アドバイス

労働基準監督官になって 良かったことは?

労働基準監督官が対峙する被疑者は、企業の経営者です。取調べを通じて、被疑者である企業の経営者は、反省の情を示し、悔いをあらため、良い企業に生まれ変わろうとします。まさに企業が生まれ変わろうとする「瞬間」に出会います。

捜査には大きな苦労もありますが、その企業には多くの従業員が勤務し続けているわけですから、その企業に生まれ変わってもらい、同種犯行を繰り返させないという強い信念をもって立件した後、経営者から「あのとき、中村さんの取調べを受けて良かった。今は、きちんとやっています。」と、声をかけてもらったときほど、捜査の意義、職務の達成感を強く感じることはありません。

労災補償業務について

労働基準監督官は、労災補償業務に 従事することもあります。

労働基準監督官の職務は、働く人の命と健康を守ることにありま す。ただ、不幸にも仕事中に機械に挟まれて負傷してしまったり、過労 で倒れてしまったりと労働災害が発生してしまうことがあります。

労働災害が発生した場合には、事業場に対して再発防止の指導を 行うこととなりますが、けがをした本人にとっては、治療費や休業して いる期間の補償、遺族にとっては、家計の大黒柱が亡くなってしまった ことに対する不安を解消するために、補償等の早期救済が必要であ り、労災補償はその救済を担っているものといえます。

労災請求がなされた場合には、労働基準監督署において、業務が 原因であるか、通勤が原因であるかを調査することとなります。特に、 過労死等の事案や石綿など有害物にばく露したことにより病気を発 症したという事案などは、「仕事が原因であるかどうか」を特定する



◎被災者への説明

労働災害に遭われた場合には、労働者やその遺族が監督署に窓 口や電話で労災請求に関して相談がされることとなります。相談さ れる方の多くは初めての経験であり、様々な相談に、1つ1つに懇切・ 丁寧に対応することがとても重要になります。労災補償の業務は、 労働災害に遭われた方やそのご遺族の方に対して、迅速・適正な保 険給付を行う重要な仕事です。



ために、事業場、被災者、同僚や取引先 等からの聴取などによりその原因を調 査します。さらに、仕事と病気との関連 性や被災者の症状の状態などについ て、主治医や専門医から医学的な意見 を求める等の調査を行った上で、保険給 付を行うかどうか判断しています。



○胸部X線画像の確認

過重労働撲滅特別対策班(通称:かとく)とは?



◎平成27年4月のかとく発足式(東京)

「かとく」とは?

「かとく」とは「過重労働撲滅特別対策班」 の通称で、過重労働の大規模・困難事案に 対応するため、監督指導や捜査の経験豊 富なベテラン監督官を中心に構成するス ペシャリストのチームです。

どこにあるの?

東京労働局と大阪労働局に設置されてい ます。

何をするところ?

過重労働を強いる企業には、パソコンに保 存された労働時間のデータを改ざんする ような悪質なケースも多いので、かとくで は専門機器を用いたデータ解析などの捜 査を行い、企業を書類送検しています。

これまでの成果は?

全国展開する企業など、これまでに7企業 を書類送検しています。

労働基準監督官は、労働基準監督署だけでなく、 都道府県労働局、厚生労働本省でも活躍しています!

都道府県労働局



働く人の安心のために挑み続ける。

昭和61年任官 福岡労働局労働基準部長

西岡 邦昭 KUNIAKI NISHIOKA

「私たちは、諦めるしかないのかと思っていましたが、労働局が様々な取組をしていることは救いです。 頑張ってください。」かつて、労働局の監督課長として、長時間労働対策に尽力していた頃、このような激励の手紙を頂きました。それから十数

年経った今、長時間労働の是正は「働き方改革」の 中心的な課題となり、私は再び労働基準行政の最 前線で、この問題への対応をはじめ、過労死等をな くすための対策などに取り組んでいます。

働く人の"命"と"健康"を守り、誰もが安心して 働ける社会の実現に貢献する、それを実感できる のが労働基準監督官の仕事の醍醐味です。輝かし い未来のために、一緒にチャレンジしましょう。



影ながら人の役に立つ

平成12年任官 埼玉労働局労働基準部監督課長

髙橋 仁 JIN TAKAHASHI

私は、埼玉労働局監督課長として、本省、労働局、労働基準監督署での勤務経験を生かしつつ、職員の皆さんとともに、管内の労働条件の確保・改善に向けた取組を検討・立案しています。

長時間労働是正の報告書を確認する度に、違反

事項や是正方法を丁寧に会社に説明する労働基準監督官、真摯に是正いただいた会社の苦労に思いをはせると同時に、長時間労働に悩む労働者やその家族の助けになった労働基準監督官の仕事ぶりを頼もしく感じます。

労働基準監督官の仕事は大変で、地味かもしれません。しかし、影ながら人の役に立てることに魅力を感じて続けています。

厚生労働省労働基準局



労働基準監督官の仕事が制度を支える

平成17年任官 労働基準局 労働条件政策課企画調整係長

III□ 昌平 SHOHEI YAMAGUCHI

私は、労働関係施策の企画・立案を行う部署で、「働き方改革」を推進するための労働基準法の改正等の業務に携わっています。

現場の第一線での労働基準監督官の主たる業務

は、監督指導において労働関係法令の履行確保を図ることですが、その基準となる法律や制度そのものについても、時代の変化に応じてより良いものにしていくことが必要となります。制度を見直す際には、第一線の労働基準監督官の一人一人の仕事の結果が新たな議論の土台になっています。労働基準監督官は、今あるものを「守る」ことだけにとどまらず、新しいものを「創る」職業です。



やりがいのある仕事、それが労働基準監督官。

平成23年任官 労働基準局監督課監督係員 大園 淳司 JYUNJI OOSONO

昨年10月、大手広告代理店の新入社員の過労自殺事件が新聞・テレビなどのメディアで大きく取り上げられました。

厚生労働省においては、これまでも長時間労働の是正に向け様々な取組を行ってきましたが、更なる取組強化のため、その2ヶ月後の12月には、違法な長時間労働を許さない取組の強化などが盛り込まれた「『過労死等ゼロ』

緊急対策」が取りまとめられました。

私は、昨年度から本省監督課に在籍しており、働き方改革や長時間労働の是正に向けた取り組みを含めた監督指導方針に関する企画・立案や国会対応などの業務に携わっています。社会の変化を肌で感じながらも、大きなやりがいを感じながら日々過ごしています。

労働基準監督官についてもこれまで考えられないほど社 会的に注目されています。世の中に必要とされている労働基 準監督官という職業は間違いなくやりがいのある仕事です。

採用3年目の

若手労働基準監督官の1日



16:30 上司に相談

明日予定している監督指導で問題となりそうな法条文等について、上司に相談しました。監督指導や窓口の対応等業務について分からないことがあったときや悩

んだときには、上司に相談すると、一つ一つ丁寧に指導してくださいます。明日の準備が整ったところで、ちょうど終業の17:15となり、本日の勤務は終了です。

16:00 電話対応

労働者の方から、残業代が支払われないという相談を受けました。お話を詳しく聞かせてもらったところ、法令違反が疑われることから申告制度に



14:30 集団指導

企業の労務担当者に向けて、労働基準法について説明をしました。初めて労務管理を行う方にも 理解していただけるよう工夫してわかりやすく説

明すること を心がけて います。



14:00

14:00 窓口で届出の受付

窓口では様々な届出を受け付けます。今日は、36 協定の受付時に、来署者の方に36協定について 丁寧に説明し、理解を得ました。

13:00 監督指導の報告書(復命書)の作成



本日の監督指導の結果について報告書(内部では復命書と呼んでいます。)を作成します。報告書の内容は、今後の指導にもつながるため、重要な業務の一つです。



8:15 出勤

通勤時間は徒歩で10分程度です。始業は8:30からです。今日も1日明るく元気に頑張ります。

START 1日の スケジュール例





平成27年任官 石川労働局 穴水労働基準監督署 佐藤 幸子 SACHIKO SATO





9:00 署内会議

1か月間のスケジュールを共有したり、担当している案件 について行き詰まったりしたときに署としての対応方針を 話し合います。





10:30 建設現場への臨検監督

今日は、作業服、ヘルメット、安全靴、 安全帯を身につけて、建設現場の監 督指導に向かいます。危険な作業を

> していないか注意深 く現場を観察し、労働 者がより安全に作業 を行えるよう指導を 行います。



11:30 <u>是正勧</u>告書の交付

建設現場を隈なく見て回った後、法違反が認められたので、現場事務所で是正勧告書を交付。是正勧告の内容について丁寧に説明したところ、早急に是正したいとの回答をもらうことができました。

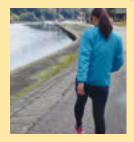


12:00 お昼休憩

普段はお弁当を持参しますが、今日はタイミングよく帰 庁する途中でお店に入り、お 昼ご飯を食べました。



プライベートの時間について



終業後は、町中を ランニングしたり、 プールに通ったり して運動不足の解 消と気分転換を行 うようにしていま す。すっきりした頭 で次の日の仕事に 備えます。



休日に女性監督官の先輩とお昼ご飯を食べました。仕事の相談にも親身になって聞いてくれる先輩が周りにたくさんいます。

若手監督官座談会

~1、2年目の労働基準監督官のホンネを聞いてみました~

①志望動機は?

奥田: 働く人にとって、安全かつ安心な職場を実現するために働く 労働基準監督官の仕事に魅力を感じました。また、建築学を 学んでいた自分の知識が、建設業で発生する労働災害を減 らすために何か役立つのではないかと考え、志望しました。

れぞれですが、働くことが暮らしの基盤である以上、その人 自身や、身近にいる大切な人の幸せにとって、働くことが深 く関わっていることは間違いないと思います。安心してその 人らしく働くことができる環境を守ることによって、幸せを 守ることができると考え、労働基準監督官を志望しました。

坪平: 前職の職場に、残業時間の長い部署があり、その部署に配 属された仲の良い同期の元気がなくなっていく姿を目の当 たりにしました。生きていく上でお金を稼ぐ必要はあるけれ ど、働き過ぎによって健康を害することはあってはならない と感じていた折に、労働基準監督官という仕事を知り、様々 な職場の労働環境を良くしたいとの思いをもって転職を決 意し、志望しました。

②仕事のやりがいは?

澤田: 事業主に法律の意義等を説明した上で、納得していただき、 会社の体制が変わった際には、大きなやりがいを感じます。 私たちの発言一つで労働者の人生を変え、会社の経営体制 を変えるその責任は重いものですが、それが自身のやりが いや充実感に繋がっていると感じています。

興田: 監督指導の際は、自分より年上の方に対して指導を行うた め、とても緊張します。しかし、説明に耳を傾けてくれ、指導 の後に「勉強になりました。ありがとうございました。」と言わ れたときには達成感が得られ、励みになっています。

③仕事をしていて困ったことは?

丸山: 労働といってもいろんな相談を受けるので、法の適用から、 場合によっては法で規定されていないこともあり、その判断 に時間がかかり、すぐに回答することができないことがあ り、まだまだ自分の力不足を痛感しています。

坪平: 労働基準監督官の職務の性質上、様々な関係者とコミュニ ケーションを取る必要があり、広範な専門知識が求められま す。例えば、建設現場では、建設関係の専門用語が飛び交 い、何を言っているのか分からず戸惑ったこともあります。 一つ一つ確認し、専門知識を増やすことが大切だと思いま



千葉労働局 労働基準監督B

奥田 拓也

TAKUYA OKUDA

平成28年度任官 東京労働局 労働基準監督A 坪平 和也





採用後 1 年間のスケジュール例

4月~5月中旬 5月中旬~6月 7月~8月 9月~10月中旬 10月中旬~3月

①実地研修 (前期)

2中央研修 (前期)

③実地研修 (後期)

4 中央研修 (後期)

5 実地訓練

監督署(局)で1.5か月

研修所で1.5か月

監督署(局)で2.0か月

研修所で1.5か月

監督署で5.5か月

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に 係る基礎的研修および実地訓練を受けます。この間 に労働大学校で実施される中央研修(前期及び 後期)を約3か月間にわたり受講することになります。 また、採用時の研修のほか、その後定期的に又は昇 進時等において中央研修が実施されます。

④採用される前と後とで、仕事に対する イメージは変わりましたか?

畑山: 学生の時に労働基準監督署と労働局の監督課でインターンシップをさせてもらいましたし、市販されている労働基準 監督官関連の書物を何冊か読んでいたこともあり、イメージは大きくは変わりませんでした。しかし、実際に働いてみてわかる、業務の幅の広さと奥行きがありました。

澤田: 採用される前は、労働基準法の法律違反を是正させるのが 主な仕事だと思っていましたが、建設現場や化学物質対策、 災害調査などの安全衛生面の監督指導も多く、業務の幅広 さを採用後に感じました。

⑤残業時間はどれくらいありますか?

澤田: 今のところ、1か月10時間程度です。長くても1日2時間程度ですね。定時になるとほとんどの職員が帰宅するので、最初は驚きました。

⑥有給休暇はとれていますか?

丸山: しっかり取れます。少なくとも毎月1日はマンスリー休暇と言って取るようになっていますし、夏季休暇なども全職員が取得しています。また、長期連休を取ろうと思えば取ることができますので、取りにくいということはありません。



⑦仕事上、女性であったことで苦労したことはありますか?それをどのように克服しましたか?

畑山: 女性だからという苦労は、特に感じたことはありません。労働基準監督官の仕事には様々な性質のものがありますが、いずれも相手との真剣なコミュニケーションが伴います。相手はこちらを一人の労働基準監督官として見ていますので、性別というより、むしろその労働基準監督官の人となりが与える影響の方がずっと大きいと思います。

⑧この仕事において、女性であることの強みはどういったところに発揮できますか?

丸山: パートタイマーやアルバイトの方には、多くの女性労働者がおり、そのような方からの相談対応は、こちらも女性の方が話しやすいようです。もっと多くの女性監督官がいれば、心強いです。



①実地研修(前期)

- ○労働基準行政の概要、監督業務、安全衛生業務、労災補償業務の概要
- ○監督署の業務の実務補助、工場見学 など

②中央研修(前期)

- ●一般法学
- ●安全衛生業務
- ●労働基準関係法令
- ●その他
- ●監督業務

③実地研修(後期)

- ○相談、各種届出等の対応
- ○監督業務、安全衛生業務、労災補償業務、 司法警察事務等の実施要領 など

4中央研修(後期)

- ●一般法学
- ●司法警察事務
- ●監督業務
- ●その他
- ●安全衛生業務

ワーク・ライフ・バランス

~子育てと仕事の両立支援制度を利用した職員に聞いてみました~

妊娠中から産前休暇前までの 職場のサポートはいかがでしたか?

殿井: 妊娠がわかった時の所属は安全衛生課でした。本来は外出 の多い課ですが、体調に配慮してなるべく庁内で業務がで きるよう、外出を伴う業務を上司が引き受けてくださいまし た。妊娠中の体調が不安定な時期に、身体に負担がないよ う気遣っていただいて感謝しています。

岡本: 妊娠中は、転倒災害の危険性のある工事現場や有害物を取 り扱う工場への監督指導は避けるなどの配慮をしていただ きました。また、つわりでつらいときや産科への受診のため の休暇取得にもご理解をいただきました。

育児休業の取得にあたっての職場や上司の **サポートはどうでしたか?**

殿井: 育児休業に入る際は、「元気な赤ちゃん産んでね!」と温かく送 り出してもらいました。育児休業中には、上司と先輩が自宅に

> 来てくださって、職場の近況 をお知らせいただきました。 育児休業中は職場の様子が わからなくて不安に感じるこ とも多かったので、とてもう れしかったです。



麻柄: 育児休業の取得を検討していることを上司に話した際、「何も 心配しなくていい、任せろ」と言っていただき、職場内での調整 も丁寧に行っていただけたため、引き継ぎもスムーズに行えま した。また、職場内では先輩の男性監督官も育児休業を取得し ていたこともあり、取得しやすい雰囲気がありました。



熊本労働局熊本労働基準監督署 労働基準監督官

殿井 加代子 KAYOKO TONOI

平成22年 結婚(神奈川局平塚署) 平成23年 千葉局成田署へ異動 平成27年4月 熊本局熊本署へ異動現在、4歳の息子を子育て中。

子育で中の監督官の 1 日

5:30 起床。夕食を作りなが ら朝食の準備。

6:30 子どもを起こして、一緒 に朝食。身支度。

7:40 ロボット掃除機を起動し、 出発。保育園へ送迎。

10:00~12:00 書類の審査

岡本: 合計3回、計約3年間の育児休業を取得させていただきまし たが、いずれの職場でも快く育児に専念できる生活へと送り 出していただきました。休業中は、職場からは法改正の情報 に関する資料などを送っていただいたり、復職後は、早く仕事 の勘を取り戻せるように研修をしていただいたりと丁寧にサ ポートしていただきました。特に3番目の子の育休から復帰 後は、初めて管理職についたので、研修をしていただいたの がありがたかったです。

育児休業から復帰後、育児時間の確保のため、 どのような制度を利用していますか?

殿井: 子どもが急に熱を出した時は、子の看護休暇を利用していま す。年次有給休暇もありますが、保育園の行事などの用事の ために使うことも多いので、別に看護休暇があることで助か っています。

麻柄: お互いの仕事上の都合から、保育園への送り出しは妻が、 お迎えは私が行いますが、早出遅出勤務制度を利用し勤務 時間を30分早めたおかげで、保育園に長時間預けることも ほとんどなく、助かっています。

□本: 3番目の子の育児休業から復帰後、月曜の午前と金曜の午後 は実家の母のサポートが受けられなかったので、1日2時間ま で認められる育児時間制度を利用しました。育児時間は時間 数が少なければ、賞与に影響しないので、大変助かりました。

子育て中の職員に対してどのような バックアップ体制をとっていますか?

子育て中で宿泊を伴う出張が難しい職員については、県外出張の 業務を担当させないよう配慮しています。(殿井監督官の上司)

■ 子育てと仕事との調整はどのようにしていますか?

□本: 子どもの体調が悪くなると、夫婦どちらかが数日間休まない といけなくなることもありました。夫と調整し、夫が休める日 だけに仕事のアポを入れるなどして、できるだけ仕事に影響 が出ないようにしていました。どうしても急に休まないといけ ないときは、上司にサポートしていただいたこともあります。

麻柄: 労働基準監督官の仕事は、自身の計画に基づき監督に回る こととなるため、急に休んだとしても同僚への負担は少な く、休みやすい雰囲気があります。また、子の看護休暇制度 もあるため、子どもが病気になった際には、私が休みを取り 面倒を見ることがほとんどです。

> 18:30 帰宅 明日の保育園の準 備、子どもと入浴。

19:30 朝調理した作り置 20:30 食洗機に食器洗い をまかせて、洗濯。

7:00

12:00

14:00

16:00

17:00

13:00

14:00~17:15 調査結果の 報告書の作成



18:00 退庁 保育園へ 21:30 単身赴任中の夫と電話。 子どもからは一日の出来事、私からは業務連絡など。

22:00

子どもと絵本を

課全体の指示事項などを聞く

9:00~10:00 課内会議

13

育児・介護を通じて、仕事に対する考え方・ 取組み方の変化などはありましたか?

殿井: 妊娠中や育児休業からの復帰直後は、体調が不安定で思うように仕事ができず、思う存分働ける夫をうらやましく思ったり、職場に迷惑をかけている自分の存在に悩んだりしました。その時、「(大変な側と助ける側は)順番だよ」など、子育ての先輩方から温かい言葉をかけてもらえたことで、乗り切ることができました。今度は徐々に手助けする側になって、「個」ではなく「全体」として効率的で仕事を進めやすい職場にしていけたらと考えるようになりました。

麻柄: 仕事も育児も限られた時間で行わなければならないため、物事の要点を見極め効率的に取り組む意識が芽生えました。また、ワークライフバランスは社会的な課題であり、労使双方の相談も増えていますが、自身の経験を元に、指導や相談対応等に活かせています。



平成6年任官 岡山労働局岡山労働基準監督署 第一方面主任監督官

岡本 敦子 ATSUKO OKAMOTO

上司として、部下の ワークライフバランスを保つために 心がけていることを教えてください

岡本: 部下には年休を取りやすいように、また、仕事を効率的に処理し、時間外勤務を必要最小限にするように、平素から声かけをしています。自身の経験から「しっかり働き、しっかり休む」、これが充実した職業人生につながると思っています。



■ 女性も働きやすい職場だと思いますか?

殿井: 働きにくさを感じたことはありません。職場で仕事をしていく中で、男性の職員の協力が必要な時もあれば、女性の職員の協力が必要な時もあります。性別にかかわらず、職員同士の協力が不可欠な職場だと感じています。

岡本: 第一線で活躍している尊敬できる先輩女性も多く、大きな励みになります。また、労働行政は女性の活躍推進を担っていることもあって、女性の労働に理解ある職場風土です。女性にとっては、とても働きやすい職場環境です。



平成24年任官 石川労働局金沢労働基準監督署 労働基準監督官

麻柄 知彦

TOMOHIKO MAGARA

平成24年4月 任官(沖縄局那覇署) 平成27年1月 結婚 平成27年4月 石川局金沢署へ異動 平成27年4月 石川局金沢署へ異動 平成28年6月 妻出産 平成29年1月~3月 育児休業 現在、妻、子(1歳)と同居

出産には立ち会えましたか? 職場のサポートはいかがでしたか?

麻柄: 妻は里帰りのため800km以上離れた福岡県での出産となりました。当日は業務中に生まれそうだとの連絡を受けましたが、事前に上司と相談していたので、すぐに病院へ向かうことができたため無事立ち会うことができました。

■育児休業の取得中は、どのように 過ごしていましたか?

麻柄: 妻は主に子どもの面倒を、私は家事全般を担当していました。共働きのため普段から家事は分担していましたが、これ

まで料理の経験はほとんどありません でした。悪戦苦闘でしたが、育休中に料 理スキルがアップしたことが、妻も仕 事に復帰した現在に役立っています。



■ 育児休業取得前と後とで変化はありましたか?

短期間であっても朝から晩まで育児をしたことで、父親としての 自覚が芽生えたようで、職場復帰後は、子どものために頑張らな ければならないというオーラがにじみ出て、仕事に対する責任 感が上積みされたように感じます。(麻柄監督官の上司)

子育でと仕事の両立支援制度



労働基準監督官のキャリアパス



昭和56年任官 北海道労働局長

引地 睦夫 MUTSUO HIKITCHI

平成26年4月 福島労働局長

平成28年4月 本省労働基準局労働保険徴収課長

平成29年4月 北海道労働局長

(採用後) 1年~3年

所属 昭和56年4月~昭和59年3月 青森労働基準局八戸労働基準監督署 職名 一般職員(労働基準監督官)

監督官となり最初に八戸労働基準監督署に赴任しました。 本省での研修を受け、また先輩監督官から監督業務のノウ ハウを伝授いただきながら、様々な規模、業種の事業場に臨 検監督を実施しました。また、冬山での林業災害、鉄道駅構

内の感電災害などの調査や送検手続を担当しました。事情聴取時に被災者の同僚労働者が突然泣き崩れた光景は今でも忘れられません。初任地での経験を通じて得た、働く人のために熱き心を持って冷静かつ厳正に監督を実施する、という監督官魂は、その後の職業人生の基本となりました。



(採用後) 15年~20年

所属 平成7年6月~平成9年3月 秋田労働基準局 平成9年4月~平成12年3月 富山労働基準局 職名 監督課長、賃金課長

平成7年に初めて都道府県労働基準局(現労働局)の課長に就任しました。それまでの間の本省勤務では、全国の労働基準行政の運営状況を学び、また国会関係業務にも従事することができました。その経験を基に、局監督課長として、局全体の行政運営の方針立案のほか、各監督署の業務が円滑に運営されるよう指導や助言を行いました。また、当時重要な課題であった労働時間短縮に関し、職員が知恵を出し合い開催した啓発イベントが大盛況となり、職員みんなで喜びました。賃金課長としては、最低賃金改正に向け、地域の労使団体と意見調整を行いつつ最低賃金審議会の運営を行いました。

(採用後) 27年~29年

所属 平成19年8月~平成21年8月 本省労働基準局監督課 職名 副主任中央労働基準監察監督官

本省の中央労働基準監察監督官は、行政が全国で斉一的に展開されるよう、労働局・監督署における業務の実施状況を確認し改善を指導します。副主任監察官は、監察の実施結果から把握された課題を踏まえ、次年度の監督指導の対象や実施要領を全国の労働局に指示します。特に、リーマンショックにより雇用情勢が急激に悪化する中、労働基準法等の遵守徹底はもとより、職業安定行政との連携、労働契約法や雇止め等に係る判例の周知など、雇用維持のための取組についても指示を行ったことは強く記憶に残っています。

(採用後) 34年~35年、37年~

所属 平成25年4月~平成28年3月 福島労働局 平成29年4月~ 北海道労働局

職名 福島労働局長、北海道労働局長(現職)

労働局長は、管内の労働行政全般を統括する責任者です。厚生労働省の施策を、地域の労働環境の現状や雇用情勢を踏まえながら、具体的に展開していきます。福島労働局長の時は、東日本大震災と原発事故後の復旧復興作業における労働災害防止・被ばく管理の徹底指導、避難者の早期帰還に向けた就労支援等に取り組みました。現在は北海道労働局長として、我が国の最重要課題の一つである働き方改革について、自ら知事や市町村長を訪問して連携協力を依頼し、また経済団体、労働団体、主要企業のトップと面談して取組の推進を働きかけています。

これまでのキャリアを振り返って

監督官としての37年間に様々な職務に就きましたが、どの業務においてもやりがいを感じながら、充実した日々を送ることができたと思っています。労働をめぐっては、その時々の社会経済情勢を反映して様々な課題が生じ、これに適切に対応した行政展開が求められます。最近では、過重労働防止など働き

方改革の推進が掲げられ、その中心的な担い手として労働基準監督官が注目されています。監督業務は困難性が高いものですが、健康で安心して働ける社会を築いていくためには、これを丁寧に積み重ねていくことが必要です。熱意ある多くの諸君が隊列に加わってくれることを期待します。



昭和59年任官 神戸東労働基準監督署長

倉本 幸一郎

KOICHIRO KURAMOTO

平成25年4月 兵庫労働局労働基準部監督課 主任監察監督官

平成26年4月 兵庫労働局労働基準部監督課長

平成28年4月 神戸東労働基準監督署長

(採用後) 8年~9年

所属 伊丹労働基準監督署第2課 職名 労働基準監督官

監督・安全衛生業務を担当する部署に配属され、監督指導、検査などの業務に携わりましたが、労災かくしの情報を契機に、その捜査を担当することになりました。上場企業の役員を含む複数の関係者が事件に関与していたため、全容の解明に時間を要しましたが、複数の関係者を共謀共同正犯で立件、書類送検を行いました。当時はまだ共謀共同正犯の事例が少なく、捜査の組立には苦労しましたが、最終的には起訴されるなど、大きな達成感を味わうことができました。

(採用後) 11年~13年

所属 兵庫労働基準局(当時)安全課 職名 神戸東労働基準監督署併任安全専門官

配属1年目に、阪神・淡路大震災が発生、復旧工事に伴い発生する労働災害の防止のために奔走しました。寸断された鉄道や道路、まさに地震の爪痕が生々しく残る街中です。片道10km以上を徒歩で通勤せざるを得なかったこととも相まって、幾度も心が折れそうになりましたが、安全パトロール等の計画と実施、関係機関との折衝、さらにはマスコミの取材にも対応する中、労働基準行政に対する期待の大きさを肌で感じ、それを支えに奪起したことを思い出します。

(採用後)31 年~ 32 年

所属 兵庫労働局労働基準部 職名 監督課長

平成26年6月に「日本再興戦略」改訂2014が閣議決定されたことを契機に、日本の働き方が見直され始めました。過重労働の解消は最重要課題であり、兵庫労働局でも、「兵庫労働局働き方改革推進本部」を設置し、企業経営陣への働きかけや、過重労働解消を主眼とする監督指導の方針を策定するなどの取組を行いました。年度途中でしたが、重点的な監督指導を計画するなど、スピード感を持って管下の労働基準監督署を指揮しました。

(採用後)33 年~

所属 神戸東労働基準監督署 職名 神戸東労働基準監督署長(現職)

現在は、労働基準監督署の署長として勤務しています。 県庁所在地を管轄しており、管内には国の出先機関、自治体、 経営者団体、労働災害防止団体等が集中しています。日々、会 議の出席依頼、原稿の執筆依頼等の要請に応えています。労 働基準行政は監督指導を基本として推進していますが、署長 としては、管内の安全衛生、労災補償も担っています。行政を 効果的に推進するためにも、こうした機会を捉え、周知や幅広 い連携に努めているところです。



これまでのキャリアを振り返って

私が入省した昭和59年、全国の平均月間総実労働時間は176.3時間、労働災害による休業4日以上の死傷者数は271,884人でした。33年後の平成28年は143.7時間、117,910人となり、着実な改善が図られていると実感しています。法定労働条件や安全衛生基準の履行確保を担う労働基準監督官は、

決して華やかな仕事ではありませんが、社会的存在価値が高く、「世のため人のためとなる」やりがいある仕事だと考えます。皆さんがこの道を志し、誰もが安心して働ける社会の実現に貢献することを期待しています。

平成 31 年度採用の労働基準監督官から 適用されるキャリアパスの詳細

採用~7年目

8~14年目

15~22年目

23年目以降

監督署・係員級

監督署・係長級

監督署・課長級

監督署・署長級

監督業務(共涌

監督業務中心

※安全衛生業務、労災補償業務にも 各1年以上従事

安全衛生業務中心

- ●監督課長、安全衛生課長に就任すると、課の業務の責任者の役割を担い、課の業務 の企画・立案、調整などを担当します。
- ●署長・副署長に就任すると、マネジメント 業務に従事することとなり、監督署の業務 の総責任者の役割を担います。

第一線の業務を通じて 専門的知識を習得 各部門の責任者・管理者として 能力を発揮

- ※採用後3年目及び原則として、13年目に各2年間、採用された労働局以外の労働局へ異動しますが、その他の期間は、 採用された労働局内の労働基準監督署(労働局を含む)をおおむね2~3年ごとに異動することになります。
- ※採用5年目以降は、労働基準監督署だけではなく、随時、労働局での勤務も経験することになります。

厚生労働本省で 勤務する場合

- ※本人希望に応じて、採用後3年目以降、厚生労働本省で 勤務するという選択肢もあります。
- ※係員級での本省勤務後は、本人希望を踏まえ、採用された労働局に戻る場合と、引き続き 本省で勤務する場合とがあります。

3年目~

7年目以降

本省・係員級

本省・係長級

本省・課長補佐級

本省・課室長級

- ●厚生労働本省で幅広い業務を経験します。 (他省庁で勤務する機会もあります。)
- ●係長に就任すると、担当業務の企画・立案、労働局への業務指導などを担当します。
- ●課長補佐として、課の施策に関する企画・立案などに、労働局幹部(部長・課長など)として、マネジメント業務に従事します。
- ●本省課室長、労働局長に就任すると、課室や労働局の業務の総責任者の役割を担います。
- (注) この図は一例のイメージであり、本人の勤務成績、適性、希望などにより個々異なります。

採用試験・採用後の処遇・福利厚生に関する Q&A

Q1 労働基準監督官の仕事は、 文系と理系のどちらが 向いていますか?



採用を希望する都道府県労働局に採用されるのでしょうか?

A2 労働基準監督官試験を最終合格された方は、採用を希望する都道府県労働局において採用面接を行います。第1希望の労働局で採用に至らなかった場合は、第2希望以下の労働局で採用面接を受けることになります。
※平成30年度から採用の仕組みが変わります。

Q3 給与について 教えてください。

A3 初任給は、大学卒業後、直ちに採用された場合については、行政職俸給表(一)1級の26号俸(180,900円)(※)に格付けされますが、大学卒業後で採用前に職歴などがある場合には、一定計算に基づきその期間を経験年数として換算し、それに応じてさらに上位の号俸に格付けされることがあります。そのほか特殊勤務手当、期末・勤勉手当、東京、大阪、名古屋などの主要都市に勤務する場合には地域手当などが支給されます。

※「一般職の職員の給与に関する法律」が改定された場合には、 上記給与額に変更が生ずることがあります。

04 休暇について 教えてください。

A4 いわゆる有給休暇については、4月に入省した場合、4月~12月までの間に15日間の取得が可能です(使用しなかった分は、翌年に繰り越されます)。翌年からは、毎年1月に20日分の有給休暇が付与され、前年に使用しなかった繰り越し分を含め、最大40日間の休暇を取得することができます。そのほか、特別休暇として、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇などがあります。



Q5 福利厚生について 教えてください。

国家公務員の各種の福利厚生施設及 び制度を利用できます。



受験資格

- 昭和63年4月2日~平成9年4月1日生まれの者
- 平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ①大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を 卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度

大学卒業程度

インターネット受付期間: 平成30年3月30日(金)9:00~4月11日(水) 受信有効

インターネット申込用受験案内アドレス【 http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnai/jyukennannnai_rouki.pdf 】 インターネット申込専用アドレス【 http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html 】

採用予定者数

労働基準監督 A (法文系)

約210名

労働基準監督 B(理工系)

約70名

第1次試験

平成30年6月10日(日) 9:05(受付開始)9:35(試験開始)~18:05(試験終了)

第 1 次試験合格者発表日

平成30年7月3日(火)9:00

第2次試験

平成30年7月11日(水)・12日(木)・13日(金) 第1次試験合格通知書で指定する日時(日時の変更は、原則として認められません。)

最終合格者発表日

平成30年8月21日(火)9:00

人事院ホームページ (国家公務員試験採用情報NAVI) http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm

第1次試験地	問合せ	所在地	TEL
札幌市	北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
盛岡市	岩手労働局	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-604-3001
仙台市	宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8833
秋田市	秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6681
さいたま市	埼玉労働局	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6200
東京都	東京労働局	〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1600
新潟市	新潟労働局	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500
名古屋市	愛知労働局	〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0251
金沢市	石川労働局	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
京都市	京都労働局	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3211
大阪市	大阪労働局	〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6482
松江市	島根労働局	〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-20-7005
広島市	広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9241
高松市	香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8915
松山市	愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200
福岡市	福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-411-4861
熊本市	熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-1701
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8275
那覇市	沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098-868-4003

厚生労働省ホームページ(労働基準監督官採用試験情報)で、 労働基準監督官の業務紹介や先輩からのメッセージなどの情報を掲載しています。 http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html

